

くらしがん貸室のご利用案内

～目的利用編～

豊中市立生活情報センターくらしがん(豊中市北桜塚 2-2-1)の3階などにある部屋は、貸室として利用いただけますが、くらし支援課が実施する事業推進に寄与するなどの利用の場合には、令和5年4月以降の利用の場合、使用料などで優遇を受けられる目的利用の対象となるケースがあります。本案内は、貸室利用の案内を補完し、目的利用に関する案内をするものです。

貸室全般の案内は、右の二次元バーコードからご覧いただけます。



くらしがん貸室のご案内

■目的利用のメリット■

- ①貸室の使用料を目的料金（一般料金の半額）で使用できます
- ②申し込み時期で優遇されます（6か月前から申し込み可能）

■目的利用の要件■

生活情報センター条例第1条に掲げる目的に合致し、くらし支援課が実施する次の内容の事業推進に寄与するものが対象となります

- ・消費生活の安定・向上に関すること
- ・就労支援及び無料職業紹介に関すること
- ・労働福祉に関すること
- ・若者支援に関すること
- ・生活困窮者自立支援に関すること



【お問い合わせ】

生活情報センターくらしがん（豊中市市民協働部くらし支援課）

電話：06-6858-5060、メール：kurashi@city.toyonaka.osaka.jp



■ 目的利用の流れ ■

① 目的利用の申し込み

「生活情報センター目的利用申込書」に活動や概要の分かる書類を添付してくらしかん（くらし支援課）へご提出ください。事前に目的利用の対象となるテーマについて、くらし支援課にご相談いただくとスムーズです。「生活情報センター目的利用申込書」はくらしかんの貸室窓口で配布していますが、市ホームページ（右上の二次元コード）からダウンロードすることもできます。

※豊中市公共施設の貸室を初めて利用する場合、くらしかんを初めて利用する場合は、窓口にて利用者登録の手続きが必要です。

② 審査

ご提出いただいた「生活情報センター目的利用申込書」をもとに、くらし支援課にて目的利用に該当するか審査します。審査の過程で内容確認のために連絡することもあります。

審査には1週間ほどお時間をいただきます。

③ 本申込

審査の結果は、「生活情報センター目的利用回答書」にてお伝えします。結果をお伝えしたのちに、貸室の本申込の手続きをしてください。

なお、審査の結果、目的利用に該当しなかったとしても、貸室の禁止事項に該当しなければ、一般利用として貸室をお申し込みいただくことは可能です。

■ 目的利用の使用料 ■

() 内は一般料金

貸室名	定員	午前		午後		夜間	
		9時～正午		13時～17時		18時～21時	
キッチン	25人	720円	(1,440円)	960円	(1,920円)	720円	(1,440円)
体験学習室	50人	720円	(1,440円)	960円	(1,920円)	720円	(1,440円)
会議室	25人	360円	(720円)	480円	(960円)	360円	(720円)
イベントホール	100人	1,080円	(2,160円)	1,440円	(2,880円)	1,080円	(2,160円)
講座室	20人	270円	(540円)	360円	(720円)	270円	(540円)

☆付属設備は、イベントホール・体験学習室を使用時に利用可能。付属設備の使用料は一般料金と同じです。

設備名	数量	料金
液晶プロジェクター	1式	1,500円(1回)
マイク	1本	200円(1回)
ステージ台(2台セット)	1式	500円(1回)

※料金欄の「1回」とは、午前・午後・夜間の区分をいいます。